

里親 「親」に言えない「子ども」の気持ち

現在社会的養護のもとで暮らしている子どもたちの多くは、虐待などによって実親と暮らせない子どもたちです。「チャイルドラインみやぎ」は、イギリス発祥の虐待防止電話「チャイルドライン」を2001年に宮城県に設置し、22年間子どもの声を聴き続け、虐待防止にも取り組んできました。また、仙台市と宮城県からの受託事業として7年間、社会的養護の子どもたちのアフターケアを実施してきました。その中で出会った里親経験者たちの声を聴いてもらいたいと考えて企画した催しです。

現在里親の方、これから里子を迎えようという方、里子を経験した方、行政の方、社会的養護について共に考え、行動して下さる方など、多くの方のご参加をお待ちしています。

日時 10月21日(土) 10:00~16:00

10月27日(金) 10:00~16:00

(プログラムは2日とも同じです。ご都合のつく方にお申し込みください。)

場所 日立システムズホール仙台(地下鉄旭が丘駅前) エッグホール

参加費 無料

プログラム

10:00~10:30 社会的養護アフターケアの現状と課題報告

10:30~12:00 講演(会場にてビデオ視聴) 講師 川瀬信一氏

「心の声を聴くこどもアドボカシー ~こどもの『ために』から、こどもと『ともに』~」

<講師プロフィール>

一般社団法人子どもの声からはじめよう代表理事。こども家庭庁参与。
子ども時代を里親家庭、児童自立支援施設、児童養護施設で過ごす。
元中学校教員(児童自立支援施設に勤務)。
厚生労働省「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」、内閣官房
「こども政策の推進に係る有識者会議」等に参画。



13:00~16:00 ・子どもの気持ちを体験するワークショップ

・子どもの気持ちを聴くスキルについて

・ソーシャルスキル学習会・一人暮らし体験についての説明

お申し込み方法 ①②いずれかの方法でお申し込みください。 〆切 実施日の3日前

①右のQRコードを読み込み、Google 申込フォームでお申し込み

②事務局へお電話 (TEL:022-279-7210 平日 10:00~17:30)



主催 特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ

〒981-0954 仙台市青葉区川平 1-16-5 スカイハイツ 102

TEL&FAX 022-279-7210

2022年度 社会的養護自立支援関係事業概要

仙台市児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア事業（仙台市より受託）

<事業目的・事業内容：仕様書より>

児童養護施設等入所児童が将来経済的に自立して生活が営めるよう、就職支援、退所後のアフターフォロー体制を構築し、社会的自立に向けた支援を行う。

宮城県内の児童養護施設・自立援助ホーム・児童心理治療施設・児童自立支援施設・里親に、仙台市が措置・委託している児童、並びに施設等及び里親による養育から自立した者。年齢は概ね中学生から退所後 25 歳くらいまでの者に対して、施設入所児童等に対する自立支援や施設等を退所した者に対するアフターケアを行う。

<実施結果>

1. 施設入所児童等に対する自立支援

学習会 実施回数 34 回（児童養護施設本園 24 回 地域小規模児童養護施設 10 回）参加者 136 名

講師 弁護士 助産師 大学教授 ビジネス講師 元教員 団体職員など

内容 進路（進学・就職・奨学金、貸付金など）

職業（求人票・雇用契約・給与明細の見方、身だしなみ、メイク、ビジネスマナー）

健康管理（食生活・栄養、キッズヨガ、男女交際・性の知識）コミュニケーション

リスク対応（契約・金銭管理・インターネット・スマホの使い方・断るワーク）アパート 1K での一人暮らし体験

2. 施設等を退所した者に対するアフターケア

相談件数 232 件（内訳 ケース会議 4 面談 3 電話 148 メール 76 同行 1）

内容 措置解除に当たっての引継ぎ 貸付手続 資金計画 進学後の生活 近況報告など

3. 会報発行 HP

社会的養護自立支援事業業務（宮城県より受託）

<事業目的・対象者・内容：仕様書より>

措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、支援計画作成や生活相談及び就労相談など、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

対象者は県が所管する児童養護施設、児童自立生活援助事業所、児童自立支援施設（宮城県さわらび学園）に入所している者及び退所した者、県が小規模住居型児童養育事者又は里親に委託した児童及び委託を解除された者。

内容は関係機関との連携、継続支援計画の作成、社会的養護自立支援に関する企画立案など支援体制設備業務と、退所を控えた者に対する地域生活に必要な知識や社会常識等を学ぶ機会の設置、自立に向けた相談、進路や求職活動に関する相談等の支援、退所後の支援として生活上の相談等、就労相談、就職面接等のアドバイス、就労後のフォローアップ及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業利用者等への生活及び就労状況の把握相談など。

<実施結果>

1. 連携及び継続支援計画の作成：ケース会議 12 回実施、継続支援計画の作成 新規 5 名 変更 16 名

2. 生活相談業務

（1）退所を控えた者に対する支援

・ソーシャルスキルトレーニングとして、アパートの一室で 1 日暮らししてみる一人暮らし体験を実施。

1 日体験 2 回 1 泊 2 日宿泊 12 回（食材の買い出し、調理、洗濯など）

・学習会 18 歳成人についての学習 ファミリーホームでの性教育学習など

・相談件数 524 件（内訳 メール・電話・面談 480 件 同行など 44 件）

内容は自立のための生活支援 就労相談 進路相談 里親家庭訪問 就労体験提供

（2）退所後の支援

・相談件数 1,130 件（内訳 メール・電話・面談 1,031 件 同行など 99 件）

内容は住居支援 生活保護申請 破産手続 妊娠中絶・通院など同行 検査機関同行 家計管理など

3. 交流会 6 月 バーベキュー 4 名参加 10 月 芋煮会 2 名参加

以上の事業はいずれも特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎと一般社団法人パーソナルサポートセンターが共同体として実施しています。また、仙台弁護士会子どもの権利委員会所属弁護士有志 4 名で構成する団体、「子どもリーガルサポートチーム（Children Legal-support Team 通称：CLT）」が協力団体として参加し、法律的な問題の相談、学習会講師などとして協力していただいています。